

4 公的年金保険には障害年金や遺族年金があること

公的年金保険には障害年金や遺族年金があること

1 理解し伝えるべき項目

- (1) 公的年金は「**保険**」であり、民間生命保険のような「貯蓄」とは異なる。公的年金は、**人生のさまざまなリスクに対応**する制度である。それは、長生きリスクへの対応である高齢期の生活のためだけでなく、高齢期までに起こる病気や怪我により一定以上の障害状態になった場合に支給される**障害年金**や死亡してしまった場合に一定範囲の遺族に支給される**遺族年金**があることから分かる。
- (2) **障害年金**は、病気や怪我により一定以上の障害が残った場合、医者に最初にかかった**初診日に加入していた年金制度**により、障害の程度に応じて認定をされれば、受け取ることができる。ただし、**保険料**をきちんと**納付**していたかどうかなど受給するためには一定の要件がある。
- (3) **遺族年金**は、現役時代か年金受給時かを問わず、万一死亡してしまった場合に、**死亡日に加入していた制度**により、残された一定範囲の遺族が受け取ることができる。特に若いときに子どもを残して死亡した場合には**残された配偶者**に国民年金から**遺族基礎年金**を受け取ることができる。遺族年金を受給するためにも**保険料**をきちんと**納付**していたかどうかなど一定の要件がある。
- (4) **保険料を納めない期間が長くなった場合には、万一の時でも、障害年金や遺族年金を受け取ることができない**。公的年金は「保険」であり、皆で支え合う仕組みであるから、保険料を払わず自分だけが協力しないで権利を得ることはできない。なお、学生などで保険料を納めるのが困難な場合は、**学生納付特例制度**の手続きをしておく、保険料未納とはならず、受給の権利を確保できる。
- (5) 老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金には、その給付の1/2が**国庫負担**（税金、主に消費税）で賄われており、保険料納付以上の給付水準を確保できている。**保険料を納付しないことは、この国庫負担による給付も失うことにつながる**。
- (6) 公的年金で受給できる**障害年金、遺族年金**は納めた保険料や納付期間に比例した額だけで決定されるわけではなく、**若い人（加入期間が短い人）に対しては、一定水準の額が保障されている**。
- (7) **公的年金保険は、長生きや障害を負うリスク、死亡時のリスクに対応して保険の仕組みを利用しながら安心を提供するものであるため、**

4 公的年金保険には障害年金や遺族年金があること

安心感の享受という側面を視野に入れずに、個々人の保険料と年金額を比べて「損か得か」という話は保険の議論としては適切ではない。

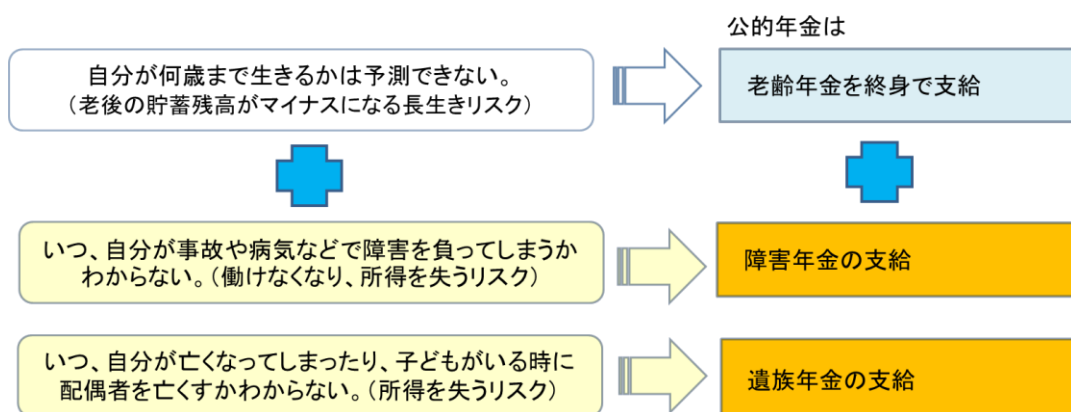
2 伝える際のポイント

(i) 公的年金が「保険制度」であり、障害年金・遺族年金もあること

公的年金は、**老齢（長生き）・障害・遺族（死亡）**という、生きていく上での3つの大きなリスクを「**保険**」という手段を通じて、加入者間でリスク分散していく一方、**年金を必要とする人に、一定水準の年金を支給しようとする制度**である。この点は、まず、**障害・遺族（死亡）**という保険事故に対する給付である**障害年金・遺族年金があることを説明すると理解してもらいやすい**。

公的年金保険は、将来の自分の老後を支えるだけのものではない。自分が病気や事故で障害を負った場合の生活や、万一死亡してしまった場合の家族の生活も保障してくれる。**事故や病気などのリスクに見舞われても給付があるという安心感が得られる**。

公的年金は人生のリスクに備える保険制度なので、障害年金や遺族年金もある



出典：公的年金保険研究会

(ii) 障害年金や遺族年金を受けるためにも保険料を納めることが必要であること

公的年金の保険料を払うことは法律上の義務となっているが、もし、**保険料を納めない期間（未納期間）が長くなった場合には、万一の時でも、障害年金や遺族年金を受け取ることができない**。具体的には、直近1年間に保険料の未納がないこと、又は、事故発生以前に、年金加入期間全体で保険料の未納期間が3分の1未満であることが要件となっている。**現役時代の万一に備えるためにもしっかりと保険料を納めていることが重要である**。

4 公的年金保険には障害年金や遺族年金があること

公的年金は「保険」であり、皆で支え合う仕組みであるから、**保険料を納めず自分だけが協力しないで権利を得ることはできない**。反対に、しっかりと保険料を納めていれば、**高齢になったときだけでなく、障害状態になった場合や不幸にして亡くなってしまい遺族を残してしまった場合に公的年金の給付を受けることができる**。

(iii) 学生のうちは、学生納付特例の手続きをしておく

20歳になっても、学生などで保険料の納付が困難な場合は、**学生納付特例制度**という保険料の支払が猶予される制度がある。また、学生以外でも保険料の納付が困難な場合は、**保険料免除制度**や**猶予制度**がある。この手続きをしておけば、**万一の事態が起こったときに未納期間とはならず、受給の権利を確保できるので、該当する場合は手続きをしておくことが重要である**。

なお、学生納付特例制度の場合、障害年金と遺族年金に関しては保険料納付済期間と同等の扱いとなるが、老齢年金については、10年以内に追納しないと、権利は確保できても年金額には反映されないので注意が必要なことも付け加えておく。

学生納付特例・納付猶予・免除を受けた保険料を追納しなかった場合の年金給付

	老齢年金	障害年金・遺族年金
保険料納付済期間	○	○
保険料免除期間	△※1	○
保険料納付猶予期間	×※2	○
学生納付特例期間	×※2	○
未納期間	×	×

※1 保険料免除を受け、保険料の追納を行わなかった期間は、国庫負担と本人が負担した保険料に応じて、年金額に反映される。

※2 学生納付特例制度と保険料納付猶予制度を受けた期間は、保険料を追納しないと老齢年金の受給資格には算入されるが、年金額には全く反映されない。

出典：公的年金保険研究会

(iv) 障害年金、遺族年金には最低保障があること

公的年金の障害年金、遺族年金は、払い込んだ保険料や納付期間に比例した額だけで決定されるわけではなく、若い人（加入期間が短い人）に対しては、一定水準の額が保障されている。

4 公的年金保険には障害年金や遺族年金があること

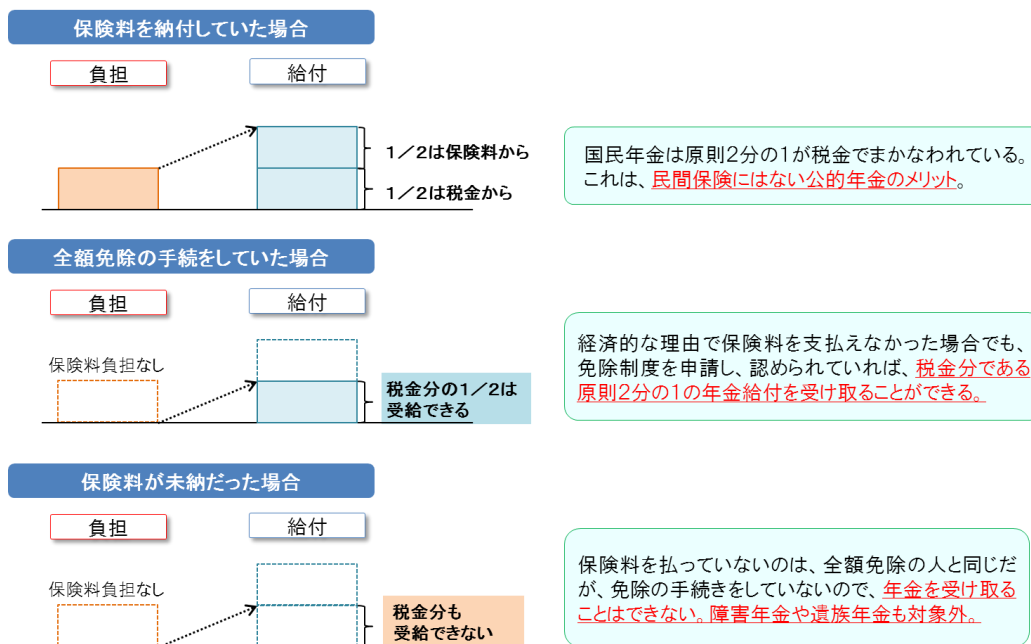
障害年金・遺族年金は、保険料を納付した期間が短くても、満額の基礎年金（約6万5千円/月）を基に年金額が支給され、また、厚生年金では、一定の期間（25年分）を納めたものとみなした金額が支給される。

このように加入期間が短い期間の人にも一定の充実した年金が支給されるのは、公的年金が貯蓄ではなく「保険制度」だからである。

(v) 国庫負担

老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金には、**その給付の1/2が国庫負担（税金、主に消費税）で賄われている**。これにより、保険料に国庫負担を加えた水準の給付を受け取ることができる。**保険料を納付しないことは、この国庫負担による給付も失うことにつながる。**

国民年金（基礎年金）の負担と給付



出典：公的年金保険研究会

3 振り返り

- (1) 公的年金が**老齢年金だけでなく、障害年金、遺族年金もある**ことはどういうことからか。
- (2) 障害年金や遺族年金を受けるためにも**保険料を納めることが重要**であることはどうしてか。
- (3) 障害年金、遺族年金は納めた保険料に比例した額だけで決定されるわけではなく、**一定水準の額が保障**されるのは何故か。